

## 竹原市総務文教委員会

平成30年12月13日開会

### 会議に付する事件

#### (付託案件)

- 1 議案第71号 竹原市基本構想の策定について
- 2 議案第72号 広島県市町総合事務組合規約の変更について
- 3 議案第73号 竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第74号 竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第75号 竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第76号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第77号 竹原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第78号 平成30年度竹原市一般会計補正予算（第5号）
- 9 議案第83号 特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 10 議案第84号 竹原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

#### (その他)

- 1 報告案件
  - ・竹原市の目指すコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（案）について
- 2 閉会中継続審査の申し出について

(平成30年12月13日)

出席委員

氏 名	出 欠
今 田 佳 男	出 席
下 垣 内 和 春	出 席
松 本 進	出 席
吉 田 基	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席
山 元 経 穂	出 席

委員外議員出席者

氏 名
竹 橋 和 彦
高 重 洋 介
堀 越 賢 二
川 本 円
井 上 美 津 子

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局主事 森 田 愛 美

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	田 所 一 三
総 務 部 長	平 田 康 宏
企 画 振 興 部 長	桶 本 哲 也
教育委員会教育次長	中 川 隆 二
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二
建 設 部 長	有 本 圭 司
総 務 課 長	向 井 聡 司
財 政 課 長	向 井 直 毅
産 業 振 興 課 長	國 川 昭 治
建 設 課 長	大 田 哲 也
選挙管理委員会事務局長	品 部 義 朗

午前9時55分 開会

委員長（今田佳男君） おはようございます。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第4回定例会の総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、委員会付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長からの発言の申し出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（田所一三君） 皆さん、改めておはようございます。

本日は、委員長をはじめ委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、当委員会を開催いただきましてありがとうございます。

本日は、議案第71号から議案第78号までの8つの議案につきまして説明させていただきますので、どうか慎重な審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（今田佳男君） それでは、これより議事に入ります。

当委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の都合上、審議の順序につきましては、総務部等関連議案として議案第72号から第78号まで、その後、企画振興部関係議案として議案第71号の順で行ってまいりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 異議なしと認め、そのようにとり行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ったままで行っていただいて結構です。

それでは、議案第72号広島県市町総合事務組合格約の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（向井聡司君） それでは、議案第72号広島県市町総合事務組合格約の変更についてでございます。

議案説明書では6ページ、議案参考資料5ページでございます。

こちらは、広島県市町総合事務組の規約の変更がございまして、広島県市町総合事務組の構成団体である宮島競艇施行組合が、事業運営の効率化を図るため、平成31年4

月1日から地方公営企業法の全部を適用することに伴いまして、その名称を宮島ポータル企業団に変更することになりました。そのため、議会の議決を求めるというものでございます。

72号議案は、以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようでありますので、次に移ります。

次に、議案第73号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案から議案第75号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（向井聡司君） それでは、議案第73号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御説明をさせていただきます。

こちら、議案参考資料7ページをお開きください。

1の提案の趣旨でございますが、本議案は人事院の平成30年8月10日付けの給与改定に関する勧告等を考慮して、職員の給料月額を改定するものであります。

2番目といたしまして、そこにごございます改正の内容でございますが、（1）として職員の給料表の給料月額を若年層を中心に広い範囲で引き上げるものでございます。（2）といたしまして、勤勉手当につきまして、年間支給割合を0.05月引き上げるというものでございます。これによりまして、現行の期末勤勉手当の合計年間支給割合が4.4月から4.45月となるものでございます。表にごございますように、内訳といたしましては、平成30年度分としまして、平成30年度12月分の勤勉手当を0.90月から0.95月に0.05月引き上げまして、平成31年度分としまして、平成31年6月の勤勉手当を0.90月から0.925月に引き上げ、平成31年12月の勤勉手当を0.95月から0.925月に引き下げ、均衡をとるものでございます。期末手当が、現行では6月期が1.225月、12月期が1.375月と差がございましたが、これはいずれも6カ月の間に応じた手当であることを踏まえまして、平成31年以降は均等に配分するとい

うように人事院から勧告をされておりますので、あわせて改正をするものでございます。

3の実施時期でございます。一部改正条例案のうち、給料月額の改正につきましては平成30年4月1日、勤勉手当の平成30年度分につきましては平成30年12月1日、また勤勉手当の31年度分につきましては平成31年4月1日を実施期日とするものでございます。

議案第73号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第74号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明をいたします。

議案参考資料で19ページでございます。

1の提案の趣旨でございますが、本議案は、平成30年度竹原市職員の給与改正に合わせて、市議会議員の期末手当の支給割合について改正しようとするものでございます。改正の内容でございますが、期末手当の年間支給割合を0.05月引き上げるというものでございます。内容といたしましては、平成30年度改正分としまして平成30年12月の期末手当を2.275月から2.325月に0.05月引き上げ、平成31年度分としまして平成31年6月の期末手当を2.125月から2.225月に0.1月引き上げ、平成31年12月の期末手当を2.325月から2.225月に引き下げまして、均衡をとるものでございます。

3の実施の期日でございますが、一部改正条例案のうち、平成30年度分につきましては平成30年12月1日、平成31年度分につきましては平成31年4月1日とするものでございます。

議案第74号につきましては、以上でございます。

次に、議案第75号でございます。竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について御説明をさせていただきます。

議案参考資料23ページをお開きください。

1の提案の要旨でございますが、本議案は、平成30年度竹原市職員の給与改正に合わせて、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合について改正しようとするものです。改正の内容でございますが、期末手当の年間支給割合を0.05月引き上げるものでございます。内容としましては、平成30年度分改正としまして平成30年12月の期末手当を2.275月から2.325月に0.05月引き上げ、平成31年度分としまして平成31年6月の期末手当を2.125月から2.225月に0.1月引き上げ、平成

31年12月の期末手当を2.325月から2.225月に引き下げまして、均衡をとるものでございます。

3の実施時期でございますが、一部改正条例案のうち、平成30年度分につきましては平成30年12月1日、平成31年度分につきましては平成31年4月1日とするものでございます。

以上、議案第75号についての説明でございました。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

山元委員。

委員（山元経穂君） それでは、ちょっと伺いたいと思います。

先ほどの課長の説明にあったように、平成30年8月10日付けの給与改定に関する人事院勧告ということで、人事院の総裁の談話でも、民間よりも0.16%低いということで、公務員の給与を上げるという話になっております。また、今回の件に関わる、以前から人事院の勧告に対しては、上げる下げるに関わらず、その勧告に基づいて、理事者の方も議会もそれぞれそれに合わせてきたという経緯があります。しかし今回は、これだけ、平時ではなく、喫緊の課題として至るところで本市の財政問題が取り上げられている。ここで、市民の皆様には、人事院勧告に従って上げると言っても、なかなかその上げたという事実しか伝わらないと思うのです。こういう財政が厳しい中でそういう話になってしまいますと、今理事者からは説明がありまして、議会としてはまだ採決はしていませんが、こういうことを議論すること自体も理事者や議会への不信感を招く可能性もあると思います。市民に、人事院勧告だから上げ下げをやってきましたと言っても、同じことの繰り返しになりますが、上げるという事実しか伝わらなくて、竹原市はどうなっているのかというような判断をされかねない。このことについて、括弧つきですが、市民の認識に対する理事者としての御見解や、またこの後広い意味での人件費についてのお考え方をお伺いしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（向井聡司君） 毎年、人事院勧告によりまして、竹原市は上げる時も下げる時も行っていました。人事院勧告の制度を尊重して対応してきたところでございます。また、先ほど山元委員さんがおっしゃられましたように、人件費の見直しも行うことも検討をしているところでございます。その内容等につきましても、また今後時期も含めまして検討を進めているところでございます。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） ということは、今回は、先ほども申し上げましたが、ここでは皆さんわかっている話だと思うのですが、人勧に従って、人勧の要望どおりに給与改定を加えると、その後何らかの人件費の見直しがあると理解しておいてもよろしいということで構いませんか。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（向井聡司君） 見直しも含めて検討しているところでございますので、そのように理解していただけたらと思います。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案74号と75号、我々議員に関わるのと特別職に関わるものについてお尋ねしておきたいのですが、ここに資料では議員のボーナスの値上げ分の影響額が30万円余りとか、それで特別職の分では12万円余りの影響額ということがあります。そこで聞きたいのは、これひとつ財源がどうなるのかということを知りたいのと……。

委員長（今田佳男君） 済みません、一問一答で。

委員（松本 進君） わかりました。では、それからお願いしましょう。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（向井聡司君） このたびの人事院勧告で引き上げる財源の御質問でございますが、こちらの一般財源でございます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） それからあと、引き上げるのは、人勧とかいろいろ、先ほど説明がありました。そこで聞きたいのは、我々議員をはじめ特別職の場合は、これまで私も繰り返し言ってきましたけれども、市民の暮らしの状況とか、竹原市の今財政状況とか、いろいろなところを考慮して対応する、要するに、政治判断をすることが必要だということは基本的に申し上げてきました。そこで、特に今回の場合は、先ほどの厳しい財政という指摘がある中で、災害への支援を最優先でやらなくてはいけない。そこでは、1円でも2円でもここに集中的にすべきだというふうに私は思うのです。ですから、そういう厳しい財源の中で、これは議員と特別職に限って伺っているわけですが、そこは政治判断で凍

結なり据え置くなりすべきではないのかなというふうに思うのです。ですから、提案者として、厳しい財源の問題とか市民の暮らしの問題に関わって言えば、そこらをどういう認識をされているのかなということをちょっと聞いておきたい。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（向井聡司君） 財政収支が厳しい中でという御質問でございます。こちらの方も、特別職、あるいは議員さんの報酬につきましても、これまで職員の給与改定に準じて見直しをされてきておりますので、今回も同様に提案をさせていただいたというものでございますので、御理解をお願いいたします。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） その説明は、先ほど聞いたのです。是非副市長にお尋ねしたいのは、私は、人勧はそうだけれども、我々議員とか特別職を含めて、市長を含めて、そういう特別職の報酬というのは、政治的な判断が相当重視されるのではないかなということを先ほど指摘しました。そこで、1つは、1円でも2円でも災害復旧のために支出するのだよ。そのためには、我々の、議員や特別職を含めて、そこは据え置くなりカットするなりしてでも、やるのだよという姿勢が要るのではないかなということを言っているわけです。それと、市民の暮らしなどが今大変厳しいという私の認識なのだけれども、提案者としてはどう考えているのかなということを私は聞いているので、答えていただきたい。

委員長（今田佳男君） 副市長。

副市長（田所一三君） お答えいたします。

今回の給与改定におきましては、御説明させていただいたとおり、人事院勧告に基づく給与改定でございます。人事院勧告の制度につきまして、特別公務員含めて、私を含めて特別職についても、一般職と同様に、労働基本権の制約の代償として人勧を基本的に尊重することとしておりまして、今回も同様に給与改定させていただくということになります。これは、民間でいえば、人件費につきましてはコストということで考えられておりますので、我々特別職もできるだけ生産性を上げながら、一つでも多くの成果を上げるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員（松本 進君） ちょっとこれで今回は質問を保留したいと思います。次回、市長に聞く機会があるので、その時にしたいと。

委員長（今田佳男君） そこまででよろしいですね。

ほかよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） では、ないようですので、次に移ります。

次に、議案第76号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（向井聡司君） 議案第76号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明をいたします。

議案参考資料で27ページをお開きください。

1の提案の要旨でございますが、公民館主事及び町並み保存推進委員の報酬の額を改定するというものであります。

2の改正の内容でございます。公民館主事の報酬額が現行8万5,500円から8万7,800円に、町並み保存推進委員の報酬額を7万1,600円から8万7,800円に改定するものでございます。

3の実施の時期は、平成30年10月1日から適用するものでございます。

こちらの方は、広島県の最低賃金の額が変更しましたので、その額を下回らないようにするというので今回改正をするものでございます。

議案第76号の説明は、以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

松本委員。

委員（松本 進君） ちょっとお伺いしたいのは、この議案の提案説明の中で最低賃金を下回ったということがちょっと指摘をされて、それを改善するのはもちろん当然なのですが、要するに、現状で改善しなかった場合、最低賃金との関係で幾らぐらい下回るのかというのが、具体的に公民館と町並みの推進委員のことでちょっと聞いてみたい。要するに、改定しなかった場合の最低賃金を下回るということでしたから、最低賃金が幾らで、据え置いた場合は時間給これだけになるということ、ちょっと教えてほしいなというふうに思います。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（向井聡司君） 今の御質問でございます。

公民館主事の場合が、大体820円程度だったと思いますが、それが今回の10月1日の改正で844円となりましたので、改正をするというものでございます。さかのぼりまして改正するというものでございます。それから、町並み推進委員さんの場合も、826円ということでしたので、下回るということで、今回改正をするというものでございます。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） それと、これまで同僚委員が繰り返し公民館の実態と申しますか、決められたとおりにいけばいいのですけども、実態とも比べたら、相当やっぱりオーバ的に仕事をせざるを得ないというような状況が実際あるということを繰り返しこの場で言われてきました。それで、最低賃金に合わせてという、そこは下回ってはいけないから、それは上げること自体を反対という意味ではないのですが、私は実際勤務時間に合う、実際それが延長して働かざるを得ないような実態に合うような、この報酬の改善というのは繰り返し指摘されてきたわけですから、そことの関係、繰り返し同僚委員が求められてきたのだけれども、そこは改善がされていないと申しますか、これでは放置できないのではないかなと思うのですけども、その関係はどうお考えでしょうか。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（向井聡司君） 公民館主事さんとかは、かなり地域のこともいろいろやっておられるというのは、私も担当していたことがございますのでよく存じておりますけれども、今、週24時間程度となっておりますが、時間を含めまして、あと業務内容を含めまして、そちらの方は担当課の方で検討してまいるかなというふうに考えております。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 指摘にしますけども、やっぱりそういった5時間では実際問題できないと申しますか、そういった実態を繰り返しこれまで指摘されてきたことですから、そこに合うような改善をどうするかという面では、最賃に合うような分は上げたけれども、それは実際にあと3時間、4時間、オーバされているなら、そこを償うと言ったらおかしけれども、それを手当するような事業あたりの改善をしていくとか、いろんな手法はあるのではないかなと思うのです。ですから、そこはいろんな他の非常勤との公平なバランスもあると思うのですけれども、特にここの分は何回も指摘されて、そういった社会教育活動に果たされてきた役割から見たら、今の決められた時間ではとてもではないができな

いよということも指摘されているわけですから、実態に合うというのは、時間が変えられないという部分があるなら、その単価を合うような、それに見合うような改善にすべきではないのかなということ、是非そういう方向での検討もしていただきたいという指摘にとどめたいと思います。

委員長（今田佳男君） 指摘でよろしいですね。

その他ございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に移ります。

次に、議案第77号竹原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（品部義朗君） 議案第77号竹原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案について御説明をいたします。

議案参考資料の29ページをお開きください。

それとは別に、追加資料としましてペーパーをちょっと1枚物を用意させていただいておりますので、ございますでしょうか。竹原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正概要という書類がございますので、こちらを使って御説明をしたいと思います。

まず、平成29年6月に公職選挙法の一部が改正されたことに伴いまして、市議会議員の選挙において選挙運動用のビラの作成について、公費負担をするために、今回条例の一部を改正するものでございます。

1番目としまして、改正の理由としましては、改正前の公職選挙法では、選挙運動用のためのビラの頒布につきましては、国政の選挙及び地方公共団体の長の選挙のみしか認められておりませんでした。このたびの改正に伴い、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するために、町村を除く、地方の議会議員の選挙において選挙運動用のビラが解禁されたということが大きな改正点の一つです。それに合わせて、人口50万人以下の指定都市以外の市議会議員の選挙につきましては、候補者1人につき2種類以内のビラ4、0

00枚まで頒布できるようになりました。これが2番目となるもの。

3番目としまして、条例で定めることにより、選挙ビラの作成を無料にすることができるとされたことから、現在無料としております市長の選挙におけるビラの作成に加えて、このたび市議会議員の選挙における選挙運動用のためのビラの作成について無料とするものでございます。

2番目としまして、改正の内容でございますが、まず(1)番目としまして、選挙運動用のビラの作成を公費負担するということとなります。その中で、①番目としまして、市議会議員選挙におけるビラの作成を公費負担の対象とします。②番目として、作成単価につきましても、市長の選挙におけるビラの作成単価を準用いたしまして、1枚当たり7.51円と規定していることから、市議会議員の選挙につきましても、市長の選挙と同様に、1枚当たり7.51円とするものでございます。③番目として、支払い手続等につきましても、市長の選挙と同様といたします。

(2)番目としまして、公費負担の限度額についてですけれども、市長の選挙のビラの規定と同様に、候補者1人につき作成単価の7.51円にビラの作成枚数、いわゆる4,000枚、4,000枚を超える場合は、4,000枚を乗じた額を公費負担の限度額とするものでございます。

施行期日につきましては、平成31年3月1日からとなっております。

4番目として、公職選挙法の一部改正の内容につきましては、(1)番目として、都道府県または市の議会の議員の選挙において選挙運動用のビラを頒布することができるということで、表にございますように、都道府県の県議会の議員の場合でありましたら、2種類以内のビラで1万6,000枚で、人口50万人以上の政令都市の議会の議員におきましては、2種類以内の8,000枚となっておりますが、竹原市を含む指定都市以外、人口50万人以下の市の議会の議員につきましては、2種類以内の4,000枚となっております。町村の議会の議員につきましては、まだビラの頒布は認められておりません。

(2)番目としまして、選挙運動用のビラの作成は、条例に定めることにより無料とすることができる。

(3)番目として、施行期日については、平成31年3月1日からとするというふうに公職選挙法の改正の中身はなっております。

議案第77号につきましても、以上でございます。

委員長(今田佳男君) これより質疑を行います。

質疑のある方は順次一問一答でお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、ここで次に行く前に休憩をとりたいと思います。

午前10時27分 休憩

午前10時34分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第78号平成30年度竹原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、今定例会に上程をさせていただいております補正予算案について御説明をさせていただきます。

このたびから、附属資料としてお付けいたしております平成30年度12月補正予算案の概要、こちらに基づきまして御説明をさせていただければと思います。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。こちらの今日出ている、よろしいですか。

では、お願いします。

財政課長（向井直毅君） それでは、この概要の1ページから御説明をさせていただきます。

このたびの補正予算案につきましては、人事院勧告等に基づく職員の給与に関する条例の一部改正及び平成28年4月1日付けの人事異動等に伴い人件費の過不足をほぼ全款にわたり調整するほか、小中学校施設での空調施設に必要な経費、平成30年7月豪雨災害に対応するための経費などが主な内容となっております。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ11億5,615万3,000円を追加し、総額を16億2,739万4,000円とするとともに、繰越明許費の追加及び認定こども園施設整備工事に係る債務負担行為の追加を行うとともに、地方債の追加を行う内容となっております。

委員長（今田佳男君） 28,30年。

財政課長（向井直毅君） ごめんなさい。先ほどの人事異動を平成28年と申し上げます。

たが、平成30年4月1日の間違いでございます。訂正をお願いいたします。済みません。

続いて、歳出の補正内容につきましては、議会費、民生費、衛生費、商工費、土木費、教育費、災害復旧費において追加計上を行い、総務費、農林水産業費は減額を行うものでございます。その個別の具体的な内容につきましては、3ページ以降の主な事業内容で御説明をいたしますので、3ページをお開きください。

まず、人件費の補正でございます。

人事院勧告及び人事異動等に伴う職員人件費の過不足を調整するもので、ほぼ全款にわたり調整を行っております。財源につきましては、派遣職員負担金11万5,000円を充当し、残りを一般財源とするものでございます。

次に、民生費、後期高齢者医療に要する経費につきまして、後期高齢者医療会計事務費繰出金44万3,000円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては、後期高齢者医療特別会計において使用いたしております広域連合システムにつきまして、今年度広域連合におきましてシステムリース契約満了に伴うシステム更新作業を行うことといたしておりましたが、現在ネットワークとして利用いたしておりますL2WANシステムが平成30年7月豪雨の影響で、当該システムの更新作業への対応が年度末に行うことが不可能となったため、広島県が構築しておりますメイプルネットへの接続に変更することとなり、その対応経費に追加費用が必要となったものでございます。財源については、一般財源でございます。

次に、民生費、災害救助に要する経費につきまして、災害廃棄物処理業務等委託料5,338万8,000円の追加計上を行うものでございます。平成30年7月豪雨災害により倒壊した全壊家屋や宅地内に流入したがれき、堆積土砂を被災者の早期に生活再建、二次災害防止の観点から撤去を行っているところでございますが、受付開始後の件数から実施件数を予測するとともに、災害廃棄物処理について処理見込み数量、処理方法等を精査した結果、不足が見込まれるため、その不足が見込まれる予算額について増額し、あわせて墓地に係る土砂撤去等において、墓地区画所有者など関係者との調整に不測の日数を要したため、必要とする工期が来年度にわたることから、合わせて繰り越しを行うものでございます。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算額の2分の1充当するものでございます。

次に、4ページをお開きください。

民生費，災害救助に要する経費について，農業経営体育成支援事業補助金2，062万4，000円の追加計上を行うものでございます。農業経営体育成支援事業補助金につきましては，今年度9月補正予算に計上し，平成30年7月豪雨災害にて被災した農業用ハウスの撤去，修繕や農機具の整備等に係る経費を補助金として支出いたしているところですが，申請要望の受付を終了した結果，当該予算に不足が生じたため，予算の追加が必要となったものでございます。財源につきましては，県支出金を9分の7充当するものでございますが，9月補正時には9分の5であったものが，今回9分の7に引き上げられたため，財源の変更も行っております。

次に，土木費，県営急傾斜地崩壊対策事業に要する経費について，県営災害関連急傾斜地崩壊対策事業負担金4，025万円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては，平成30年7月豪雨災害にてがけ崩れ被害が発生した箇所に対し，広島県が実施する緊急対応事業に係る費用の一部を負担するものでございます。実施場所につきましては，新庄町片山谷地区，吉名町観音谷地区及び小平方地区，下仁賀地区の4カ所でございます。財源につきましては，事業費の9割に起債を充て，残りを一般財源とするものでございます。

続きまして，教育費，施設整備に要する経費について，小中学校施設空調設備整備事業3億8，300万円の追加計上を行うものでございます。内容といたしましては，児童生徒の健康維持などを目的とした教育環境の改善を図るため，市内全小・中・義務教育学校の普通教室に空調設備を整備するものでございます。児童生徒の熱中症対策や学習環境の改善のため，早期に設備設置を目指し，現在既定予算により設計業務に着手をいたしているところですが，必要な工期が確保できないことから，繰り越しも合わせて行うものでございます。財源につきましては，国庫支出金を4，901万円，地方債を3億3，390万円充当し，残りを一般財源とするものでございます。

続いて，5ページをお開きください。

次に，災害復旧費，公共土木施設災害復旧に要する経費について，災害復旧工事費6億3，800万円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては，平成30年7月豪雨災害において被災した道路，河川などの公共土木施設の速やかな復旧を図るため計上するもので，7月専決補正予算，9月補正予算で計上いたしました予算と合わせ，今年度及び来年度中に復旧工事の完了が見込めるものについて今回予算を計上するものでございます。

なお、工事が来年度にわたるものについては繰り越しを行うことといたしております。

財源につきましては、国庫支出金を2億5,574万円、県支出金を5,450万円、地方債を3億770万円、都市基盤整備基金繰入金2,006万円を充当するものでございます。

次に、災害復旧費、公立学校施設災害復旧に要する経費について、災害復旧工事費257万7,000円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては、平成30年7月豪雨災害において被災した吉名学園ののり面の復旧工事を行うもので、7月専決補正予算において計上をいたしておりましたが、仁賀小学校災害復旧工事において、当初見込みより多くの費用が必要となり、当該予算に不足が生じたため、予算の追加が必要となったものでございます。財源につきましては、地方債を250万円、都市基盤整備基金繰入金7万7,000円を充当するものでございます。

以上が歳出予算案の内容でございます。

済みません。1ページにお戻りください。

歳入予算の説明でございます。

歳出の説明に合わせて特定財源については触れさせていただきましたので、歳入の個別の内容については説明を省略させていただき、財政調整基金繰入金を4,708万6,000円増額し、最終的な収支の均衡を図っているものでございます。

続いて、済みません、また6ページをお開きください。

繰越明許費の補正の説明でございます。

災害廃棄物処理事業、小学校空調設備整備事業、中学校空調設備整備事業、平成30年公共土木施設災害復旧事業につきましては、歳出予算のところで御説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

市道忠海中学校線道路改良事業につきましては、本事業の受注業者が災害復旧事業に優先して従事する必要が生じ、年度内に完了が見込めないため繰り越しを行うものでございます。

伝統的建造物群保存事業につきましては、旧吉井家住宅保存修理事業について、工法の選択に当たり不測の日数を要したため工期が不足することから繰り越しを行うものでございます。

次に、平成30年農林水産施設災害復旧事業につきましては、公共土木施設災害復旧事業と同様、工期が来年度にわたるものについて繰り越しを行うものでございます。

続いて、債務負担行為の補正でございます。

漁業災害特別対策資金利子補給金につきましては、平成30年7月豪雨災害にて被災をいたしました漁業者に対し、漁業経営の維持に必要な資金などを借り受けた際の利子部分を補給するもので、このたびコイの養殖を行う漁業者からの申請に基づき、平成31年度からの利子補給が可能となるよう債務負担行為の追加を行うものでございます。

道路維持補修に要する経費及び樋門維持管理に要する経費につきましては、4月1日からの業務委託契約を行うため、年度内に入札手続が可能となるよう債務負担行為の追加を行うものでございます。

次に、こども園整備に要する経費につきましては、平成32年4月の開園を目指し、現在設計業務に着手をいたしておりますが、施設建設工事に係る工期を考慮し、年度内に入札及び契約手続が可能となるよう債務負担行為の追加を行うものでございます。

以上で一般会計の補正予算案の説明を終わらせていただきます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 何項目かあるのですけども、1項目ずつ行きたいと思います。

まず最初に質問したいのは、先ほど説明があったことで、宅地内の土砂、がれきの撤去についてですけれども、この補正予算について先ほど説明があつて、5,300万円余りというような説明がありました。それで、県とか、いろいろ調べてみますと、基本的には、こういう今回の災害で宅地に流れ込んできた土砂は、全て公費で撤去する、あと精算もするということが確認されていると思うのですけども、そこで気になるのは、市が出した資料といいますか、説明の中に、撤去の範囲というのがちょっとあつて、そこは機械で撤去できる範囲というのが書いてあります。ここの分の、どういうことでこうなったのかなという説明がもらいたいのと、さっき言った全額、宅地内に流入した土砂、がれき等は全てが公費負担であるということの関係で、いろいろ支障が出てくるのではないかと思うので、そこを何でこういうふうに制限しているのかなということを聞きたいと思います。

委員長（今田佳男君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 今回の宅地内土砂の撤去というのは、特例として、こういった制度が被災地に対して設けられました。そうした中で、基本的には宅地内に入ってきた土砂を公費でやるということではございますが、運用上、まず機械で、要は人力ででき

ない部分、こういったところをまず公費を使って早急に片づけていく。そうした中で、委員が御指摘の部分は、前回の9月の時もちょっと御質問があったと思いますが、要は床下、家屋の中の土砂の撤去を公費でやるべきだという御質問だったと思うのですが、これは実際早期に現場を片づけていくという作業を業者にお任せした場合に、まず機械で宅地内の土砂を撤去することは、机上ではできるということにはなるのですが、実際には機械を住居の中へ入れて取り除くということは、技術的にも難しいことでもありますし、そうした作業を請け負ってくれる業者が実際には存在しない。また、手作業で宅地内の中のを掃き出すということは、今のこれだけ業者が少ない中で早急にやっていくためには、業者としてもそれだけの人をそろえることができないということから、結局屋内に入っている土砂につきましては、基本的には人力で所有者の方にやっていただく、そしてまた屋内から外に出していただきましたら、そこは機械でやっていけるというやり方でこの事業を進めることが、早急に地域全体の環境を整えるということにつながることから、実際には、本市のみならず、近隣の市町においても同じような取り扱いをさせていただいて、一日も早い復興を目指すということで、申請を受付ける時に、その範囲ということでお示しをさせていただいた、こういった経緯でございます。

委員長（今田佳男君） 松本委員，今市民生活部長がお答えになったように、一度総括か何かでやられていることに重複する可能性があるので、そこはちょっと気をつけてください。

委員（松本 進君） 確かに重複するのでしょうけれども、そこで明確な答弁がなかったから再質問という形でしていることになるのですが、要するに、環境省、国交省、いろいろあったのだけでも、国としては民家に流れた分は全部公費で負担、撤去しますよということで、ここに市が書いたような、機械でできる範囲というのは、その条件つけていないわけですよ、国の方のあれは。あとは、今回は何でここまでやったかと言ったら、生活再建のためには、宅地内の土砂撤去はどうしても必要だと、これを撤去しないと生活再建の次に行けないというのが、国も重々承知して、95%でしたか、相当大きな、今までにないような高率補助を出しているということで、ちょっと確認だけしますけれども、基本的には宅地内に流れ込んできた土砂、がれき等は全額公費で対応するという原則をしながら、あといろいろ床下のものも、私、前に言ったのだけでも、そこはクリアされていることなのですね、国とのやりとりでは。プライバシーの問題とか、いろいろあるから、所有者の承諾が要るとか、いろんなことがクリアされています。ですから、もう一

回ここで確認したいのは、原則はこういった機械だけというのは、いろいろ竹原市としての対応、業者とかいろいろ対応が困難だからこういうことをやったので、原則は公費負担で撤去するということだけは確認してもよろしいですか。

委員長（今田佳男君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） これも、前回委員さんからの御質問にございました。国会でその部分を共産党の議員さんが御質問をされて、それは適用範囲であるという御答弁を申し上げておりますように、制度としては適用範囲であることは間違いありません。そうした中で、実際にその事業をスピード感を持って実施する上で、これは先ほど委員さんが言われたように、そのお宅の家を傷つけてはいけないとか、いろんな制約がありますので、そういったことをやりながら進めていかなくてはいけない部分もあります。また、本市の行っている事業の中では、家屋の中の土砂というのは外しておりますが、そこはボランティアの投入でありますとか、要は、総体として市の力といたしますか、ボランティアの力をお借りしながら、被災者の方にできるだけ御負担が少ないような形で対応しながら進めている、そういう状況でございます。

委員長（今田佳男君） 今のでよろしいですか、今の答弁。

委員（松本 進君） 確認だけはしましたので、次の項目へ入りますが、次は、4ページの県営の急傾斜地対策事業が負担金という形ですけど、4,000万円近く計上しているということでした。ちょっとここで聞きたいのは、負担金としてはそうですけども、総事業費として幾らになるのかということと。

委員長（今田佳男君） 済みません、その1問で。

委員（松本 進君） いや、これに関わる分で。

委員長（今田佳男君） 関わる、ではどうぞ。

委員（松本 進君） 関わる分で、総事業費が幾らなのかということと、こういった対象の要件がありますよね、その対象の要件は、がけ崩れの下の何戸以上とか、そういった対象の要件とか、これであと全ての今回被災したところは対応できているのかどうか。そこらは全体の被災状況があるでしょうから、そことの、この補正予算でどのくらい対応しているのかなということをちょっと関連になりますけど、お尋ねしておきたい。

委員長（今田佳男君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、今回の災害関連の急傾斜地対策事業のまず総事業費でございますが、県からお聞きした金額は、4カ所で6億8,200万円というふうにお聞き

いたしております。それに対して、負担金が、4地区ありまして、5%の箇所、20%の箇所ということで、4,025万円というふうな負担額となっております。

それからあと、要件でございますが、要件については、県が行う事業ということで、高さ10メートル以上、人家5戸以上という要件をお聞きいたしているところでございます。

以上です。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（松本 進君） 被災箇所のそういった部分の対応って何箇所ぐらいになるのかなと思って、そこはちょっと関連です。

委員長（今田佳男君） わかりますか。後……。

委員（松本 進君） わかれば、教えて。

建設部長（有本圭司君） 市が行う、市が……。

委員長（今田佳男君） 大丈夫ですか。

建設部長。

建設部長（有本圭司君） 県が行う急傾斜については4カ所で、今回の緊急の砂防ダムをつくっていただくのがもう4カ所ございまして、市が行う、市費用のがけの対策事業については9カ所を予定いたしております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（松本 進君） ちょっと待って、次いっていいですか。

委員長（今田佳男君） では、今のはこれでよろしいですか。

委員（松本 進君） それと今のやつ。

委員長（今田佳男君） では、お願いします。

委員（松本 進君） あと、空調、エアコンの方になるのですが、これは過去に教室、教室でしょうけども、そこはうまく対応すると、本日成立するという事で賛成なのですが、1つ聞きたいのは、これだけの事業ですから、ひとつは市内業者への発注といたしますか、そこはこれは大きな金額になりますけれども、市内業者への発注というふうに、全て発注と考えていいのかということと、その仕組みなんかも要ると思うのですが、それが1つと、あとは……。

委員長（今田佳男君） そこで切ってください。

委員（松本 進君） わかりました。

委員長（今田佳男君） お願いします。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） 発注に関する御質問でございます。

こちら、まずいわゆる事業費の総額が相当な金額にも及ぶということで、これに対応する業者を選定するに当たりまして、いろんな発注の手法が考えられると思います。例えば、その発注に関して分離発注をして、できるだけ市内業者への受注機会を増やすとか、そういった仕組みは考える必要があろうかと思えます。これは、現在まだ設計の段階でございますので、そういった発注の手法というのはこれから検討していくことにはなろうかと思えますけれども、そういった手法を組み入れながら、できる限り市内の業者へ発注の機会を増やしていきたいというふうには考えております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 確認なのですが、今まで市の方が発注した分は、確かにコストの面で見たら、一括発注でやればそれだけ安くなるというのは誰でも理解するのですが、これだけ大きな分で、今の市内の経済の活性化というのか、そこも同時に考えてやらないとということでは、市内業者にこれだけの仕事を一括でやるのはちょっと無理ですから、いろんな分離発注とか、そういうことは考えて市内へ発注していただくように、是非そこを重点を置いて対応していただきたいという指摘にしたいと思えます。

委員長（今田佳男君） よろしいですね。

委員（松本 進君） それと次は。

委員長（今田佳男君） 別ですね。

松本委員。

委員（松本 進君） あと、エアコンの設置の分で、財源の問題です。財源でも、これだけ大きな分で、市の持ち出しが大きいというのがちょっとあって気になったのは、我々も国会などで、こういう国の特にこういう災害とか、夏場のエアコン設置とかということでも求めてきて、気になるのは、要するに工事費の、実態の工事費よりは国の単価といえますか、これが極端に差があって、本来補助率がこれだけあれば、例えば33%とか、半分とか、いろんな状況で上がったって、あとは例えば50%なら1億円で、あと5,000万円でもいいのかなと思っていたら、実際市の持ち出しが多いという面では、財源の、や

るからには実態に合うような、持ち出しにならないようなといいますか、それは国への働きかけも要るのではないかという面で、国の単価と実際の必要なお金というのですか、その差がどれくらいになるかというのをわかればちょっと教えてほしいなど。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 申しわけありませんが、その差というものはちょっと計算はいたしておりませんが、制度上は、確かにおっしゃられますように、事業費の3分の1が国庫補助ということではございますが、その補助基準単価というのが、平米単価2万2,500円掛け部屋の面積というので、平米単価に基づいて補助率を計算した結果、実際には、おおむね事業費の9分の1が国庫補助ということで、本来3分の1と言っているのは、実際には9分の1ということで、それがいわゆる差額ということになるのかなというふうには考えております。こういうことにつきまして、これに限らずですけれども、様々なこういった財源確保については、国に対しても今までも要望活動は行っておりますし、今後も必要に応じてその都度要望活動というものは引き続き行っていきたいというふうに考えております。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかにございますか。

山元委員。

委員（山元経穂君） 予算書でも、今日配った補正予算の概要でもいいので、補正予算の概要でいきましょうか。

1ページ目なのですが、銀行等引受債についてちょっとお伺いしたいのですが、今財政危機の状況にあると。先日、商工会議所の会合へ市長が御出席された時に、我が市内の金融支店5店舗さんからですかね、それぞれ全部から竹原市の財政について、その他に関して質問があったという話をお聞きしております。また、その翌日になるのですか、市長が市内の金融店舗さん集めて、金融懇談会、正式名ちょっと、ごめんなさい、間違っていたら、金融懇談会を開かれたということで、経済界、特に金融界に動揺が走っているというのか、そういう面は否めないところであると思うのです。そんな中で、金融学の常識ですが、このたびも大体一般会計の5%弱の縁故債と銀行等引受債の発行ということになった時に、当然額面が低下して金利が上がるという、要するに支払いが大変になっていくというのが、これは金融学の常識で考えられるところなのですが、そうなってくると、債務者、要するに借りる、うち理事者、竹原市にとって非常に不利な状況も可能性的高まっ

てくる。つまり調達コストの増加等影響が考えられるところなのですが、今のところその辺に関して金融機関さんとはどういう話になっているか、教えてほしいと思います。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 確かに、委員おっしゃられますとおり、特に金融機関さんを中心に御不安に思われている部分もあります。ただ、そういったものも丁寧に前回も金融機関さんとの説明の中で御説明させていただき、今後の財政健全化計画というものも策定を予定いたしておりますので、そういった中で、そういった不安を解消すべく今後取り組んでいくということで、今御理解をいただいているところでございます。そういったものをしっかりと内外に丁寧に説明する中で、そういった事態に陥らないよう、今後事業といえますか、収支のバランスをとっていくような取組をしていく必要があるかというふうには今考えているところでございます。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） ということは、一定のところ、銀行等引受債に関して、一応現状では調達コストの増加というところには入り込まないような担保が一応とられていると解釈してもよろしいですか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 今のところ、金融機関さんからそこまで踏み込んだお話はいただいておりますし、当然こちらからあえてする必要もないというふうには考えておりますので、現状そういった状況であるというふうに御理解をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（山元経穂君） はい。

委員長（今田佳男君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、ここで説明員の入れかえをあわせ、暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時13分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第71号竹原市基本構想の策定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画政策課長。

企画政策課長（沖本 太君） それでは、議案第71号竹原市基本構想の策定について、議案書と議案参考資料、また別冊資料の方をお配りしておりますので、そちらに沿いまして御説明を申し上げたいと思います。

それでは、議案書の3ページをお開きいただければと思います。

議案の内容につきましては、竹原市総合計画策定条例第5条第1項の規定により、竹原市基本構想を定めることについて議会の議決を求めるというものでございます。

続きまして、議案参考資料の3ページの方をお開きいただければと思います。

提案の要旨等でございますが、現在の基本構想につきましては、平成21年4月に策定を行い、本年度で計画期間が終了するため、平成31年度からの市政運営の指針としての新たな基本構想を定めるというものでございます。

本日は、その内容につきまして、別冊資料で御説明申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひします。

別冊資料の基本構想案の2ページの方をお開きいただければと思います。

それでは、こちらにつきましては、計画策定の趣旨を記述しております。その要約でございますが、本市では、平成30年度を目標年次とする総合計画を平成20年度に策定し、各種の施策や事業を推進してきました。この間、急速な少子高齢化と本格的な人口減少の進展に直面しており、今後も本市を取り巻く環境に様々な変化が見込まれ、経済、社会、地域コミュニティなどの維持について危惧されます。こうしたことを踏まえまして、本市の未来創造に向け、まちづくりの方向を明らかにする指針として新たな総合計画を策定するというものでございます。

続きまして、基本構想の3ページでございますが、2といたしまして、総合計画の策定方針でございます。市の将来像と実現に向けた取組の明確化、数値目標の設定、計画の実効性を高める仕組みづくりについて記述しております。

3の計画の構成と期間でございますが、平成31年度から基本構想は10年間、基本計画は、前後期それぞれ5年間といたしております。

続きまして、4ページをお開きください。

第2章の基本構想でございます。

まちづくりの基本認識として、(1)のまちづくりの基本理念でございます。こちらについては、読んで御説明という形にさせていただこうと思います。

市民一人一人が住み暮らしているまちに誇りと愛着を持つことは、このまちに住み続けたいという思いをかき立てるだけでなく、まちをよりよくする取組への参画や積極的なまちの発信など、地域主体のまちづくりを活性化し、まちのにぎわいや活力の維持、向上につながります。また、貴重な地域資源を活かしたまちの個性や魅力は、多様な人々を惹きつけ、訪れる人や住んでみたい人など、市域外からの新たな人の流れを生み出し、まちのにぎわいや新たな活力の創出につながります。こうした観点から、本市が誇りと愛着を持てるまち、個性的で魅力あるまちを目指し、急速な少子高齢化と本格的な人口減少が進行する中でも持続可能な都市となるよう、市民一人一人が、竹原市に生まれてよかった、住んでよかったと実感し、進学や就職等で竹原市から転出した人や竹原市にゆかりのある人、竹原市に関心がある人が帰ってきたい、住んでみたいと思える、元気な竹原市の実現を基本理念としてまちづくりに取り組みます。

以上が基本理念でございます。

続きまして、5ページをごらんください。

(2) といたしまして、まちづくりの基本的視点でございます。

本市では、まちづくりを牽引する多様な人材が活躍しており、また国内外に誇れる多くの地域資源がございます。まちづくりを進めるに当たっては、これらの本市の財産を最大限に生かして、まちの個性や魅力の創出を図ることとし、①として、「人を活かす」、②として、「地域資源を活かす」、この2点をまちづくりの視点と置くことといたしました。

続きまして、6ページをごらんください。

こちらからは、10年後の将来都市像でございます。

6ページにつきましては、将来都市像の設定をするに当たりまして、これまで本市の発展を支えてきた下地である歴史等について触れているところでございます。その内容といたしましては、自然、気候、地質、地形、立地条件などを巧みに組み合わせて、製塩業や酒造業を基幹産業とするなどした時代から、産業転換を図りながら発展をしてきた。こうした背景には、頼春水をはじめ竹鶴政孝や池田勇人など、地域を支え、世界で活躍する幅広い人材を輩出する文教の地で育った人々の力があつたからと考え、今後においても、人々の力と地域資源を活かしたまちづくりの必要性について、そのような認識を示しているところでございます。

続きまして、7ページをごらんください。

こうした、これまでの歴史等を踏まえる中で、人と人とのつながりや支え合いのコミュニティ、瀬戸内の自然や季節感、ゆったりとした時間の流れや歴史、利便性の高いコンパクトな市街地などの地域資源を住みやすさや暮らしやすさを高める本市ならではの特色として活用し、住みよさの実感を目指し、これまで取り組んでまいりました。そうしたことに加えまして、社会状況の変化に合わせて、移住指向や生活の質を重視する新たな意識が高まってきています。こうしたことから、引き続き本市の特色を活かして、住みやすさ、暮らしやすさに磨きをかけ、暮らしの満足度を向上させることにより、基本理念で掲げるまちづくりを展開することとし、10年後の将来都市像を「元気と笑顔が織り成す 暮らし誇らし、竹原市。」と設定をいたしました。この将来都市像につきましては、今後において本市を支える人材となる市内4中学校の全学年の生徒へのアンケートや総合計画審議会を開催する中でいただいた御意見を踏まえて設定をいたしております。この将来都市像の中の元気と笑顔という言葉は、多くの中学生から意見がありましたので、それに基づき盛り込んだものでございます。元気は、市民の誰もがいきいきと活躍する姿と交流や産業による賑わうまちを表現し、また笑顔は安全・安心で快適な心地いい暮らしと互いに支え合う優しさを表現したもので、こうした元気と笑顔が幾重にも重なり、市民一人一人が竹原暮らしが誇らしいと思う、これらの考えを織りませ、将来都市像の設定をいたしました。

続きまして、8ページをごらんください。

3といたしまして、重点テーマ、平成30年7月豪雨災害からの早期復旧・復興でございます。

平成30年7月に発生した豪雨災害では、本市においても、観測史上最大の雨量となり、市内各所において土砂災害や河川の氾濫など、甚大な被害が発生をいたしました。将来都市像の実現のためには、この災害からの早期復旧・復興が不可欠であることから、第6次竹原市総合計画においては、重点テーマとして設定をいたします。基本計画においては、復旧・復興の考え方や取組のロードマップを内容とした、平成30年7月豪雨災害竹原市復旧・復興プラン「#がんばろう竹原」を位置づけ、災害からの早期復旧・復興に向けた取組を推進してまいります。

続きまして、9ページをごらんください。

4といたしまして、10年後の将来像と目標像でございます。

10年後を見据えて設定した将来都市像に基づき、本市が目指すべきまちの姿を4つの

将来像として掲げ、またこれらの将来像が実現した状態、イメージを分野ごとに示し、7つの目標像として設定をいたしております。

まず、将来像1でございますが、自然・歴史・文化に生まれ、人々に守られ磨かれた資源が人々を魅了する賑わいのあるまちとして、個性というキーワードで施策分野を集約しております。その下の説明につきましては、これまでの主な取組、今後の取り組む内容、目指す方向性の3つの段落、内容に分けて示しております。目指す方向性といたしましては、本市の大切な地域資源を個性として活かすことで、多くの人々を魅了し、賑わいを生み出し続けるまちでございます。将来像が実現した状態として示す目標像につきましては、竹原らしさを感じる町に人々が集まり賑わいが生まれていることでございます。こちらに位置づける施策分野につきましては、自然環境、歴史・文化財、景観、観光・交流、移住・定住、コンパクトな市街地とネットワークの形成でございます。そして、その下の6点の箇条書きにつきましては、目標像の達成をよりわかりやすくイメージしていただけるよう施策分野ごとの達成した状態を示しております。

続きまして、10ページをお開きください。

次に、将来像2でございますが、文教のまちたけはらの精神を受け継ぎ、地域を支え、世界中で活躍する人々を輩出するまちとして、人材というキーワードで施策分野を集約しております。目指す方向性といたしましては、文教のまちとしての精神を次世代に受け継ぎ、子供から大人まで、多様な人材が様々な場と機会学び、お互いが協力しながら、知識や経験を地域に還元することができる、地域を支え、世界で活躍する幅広い人材を輩出するまちです。この将来像2を実現した状態である目標像につきましては、2つございます。まず、1つ目、目標像2でございますが、子供たちが夢の実現に向け挑戦できる環境が確保されているでございます。こちらに位置づける施策分野につきましては、子育て前の支援、子育て支援、学校教育でございます。それら施策分野における目標像の達成イメージとして、その下に3点お示ししております。将来像2に対する2つ目の実現イメージである目標像3につきましては、市民一人一人が自ら学び、様々な場面で協力しながら活躍しているでございます。ここに位置づける施策分野につきましては、生涯学習、協働のまちづくりでございます。それら施策分野における目標像の達成イメージとして、その下に2点示しております。

続きまして、11ページをごらんください。

次に、将来像3でございますが、誰もがいつまでもいきいきと自分らしく輝く活力と優

しさがあふれるまちとして、活力というキーワードで施策分野を集約しております。目指す方向性としては、市民一人一人が自分らしく活躍できる地域となるよう、多様で活気のある産業を創出するとともに、誰もが全ての人への思いやりと優しさを持ち、健やかに暮らし続けることのできる活力あるまちを目指しますというものでございます。この将来像3を実現した状態である目標像につきましても、2つございます。まず、1つ目といたしまして、目標像4でございますが、様々な仕事に挑戦できる元気な産業が育ち、活気に満ちています。こちらに位置づける施策分野につきましても、雇用・労働、商工業、農林水産業でございます。それら施策分野における目標像の達成イメージといたしまして4点、その下に示しております。将来像3に対する2つ目の実現イメージである目標像の5でございますが、誰もがお互いに尊重し合い、いつまでもはつらつと活躍しているでございます。こちらに位置づける施策分野につきましても、人権、男女共同参画社会、健康づくり、高齢者福祉、障害者福祉、地域福祉でございます。それら施策分野における目標像の達成イメージとして、その下に4点示しております。

続きまして、12ページをお開きください。

将来像4でございますが、瀬戸内の恵まれた風土と市民の絆のもと、誰もが安全・安心で快適に生活できるまちといたしまして、基盤というキーワードで施策分野を集約しております。こちらの目指す方向性につきましても、市民生活の基本である、快適に生活できる社会基盤を維持するとともに、地域の人々が助け合い、支え合い、行政、市民、企業等が協力し合う、安全・安心に暮らせるまちを目指します。この将来像4を実現した状態である目標像につきましても、2つございます。まず、1つ目の目標像6でございますが、生活の基盤が整備され、快適に暮らしているでございます。こちらに位置づける施策分野につきましても、道路網・港湾、住環境、上水道・下水道、循環型社会でございます。それら施策分野における目標像の達成イメージといたしまして、その下に4点示しております。将来像4に対する2つ目の実現イメージである目標像7でございますが、市民が支え合う絆を大切に、安全・安心な生活環境が確保されているでございます。ここに位置づける施策分野につきましても、防災・減災、交通安全・防犯・消費者行政でございます。それら施策分野における目標像の達成イメージとして、その下に2点示しております。

以上が10年後の将来像と目標像となります。

13ページをごらんください。

次に、将来の人口見通しでございます。

本市の今後の見通しとして、将来人口推計を示すものでございますが、前計画では、国勢調査に基づく人口としておりましたが、このたびは住民基本台帳人口に見直しをしております。

本市の人口を基準として、国立社会保障・人口問題研究所で作成された日本の地域別将来推計人口の出生、死亡に関する仮定値を用いて、最近の本市の人口移動の傾向を反映させた将来人口の推計値は、本計画の目標年次である2028年には、現状から約5,700人減少し、2万700人となると見込まれております。推計結果を踏まえ、将来的な社会増減の均衡を目指しつつ、人口減少を抑制することを目標とし、将来都市像の実現に向けて推進する各種施策効果の結果といたしまして、2028年の人口を2万1,000人と想定をしております。

10年後における人口についての考え方につきましては、人数を目標として掲げるのではなく、社会増減の均衡を目指した施策を推進することによって人口減少を抑制することを目標とするもので、施策効果の結果としての人数を想定するものでございます。人口減少の大きな要因の一つである自然減につきましては、高齢化が進む中で、施策効果によって歯止めをかけることは大変難しいことである一方、もう一つの要因である社会減につきましては、施策効果によって歯止めをかける可能性がございます。こうしたことから、社会増減を均衡させる取組を実行し、効果を出すことが必要であり、その結果によって人口減少を抑制していくことを目標にすることが現実に即していることと整理をさせていただいております。

続きまして、15ページをごらんください。

ここまで説明してきたことを体系図としてまとめたものとなります。

まちづくりの基本認識から導き出した、目指す将来都市像の実現に向けて本市が目指すべき町の姿を将来像として掲げ、その将来像が実現した状態を目標像として設定をしております。そのまちづくりの前提といたしまして、このたびの災害からの復旧・復興が必要なことから、重点テーマとして位置づけをしております。

前計画におきましては、施策推進を支えるために必要な行財政運営に関する取組について盛り込んでおりましたが、このたびの総合計画におきましては、次のページで御説明をする、計画の推進を支える取組項目として、考え方のみを示しております。

16ページをお開きください。

第3章、計画の推進でございます。

計画の推進を支える基本的な実行項目といたしまして、3点を定め取り組むことで、持続可能なまちづくりを行います。

まず、1点目でございます。持続可能な行財政運営でございます。

9月の全員協議会の説明時では、こちらを2点目に置いておりましたが、先日公表したように、本市におきましては、将来的な財政運営における課題が深刻な状態ということを踏まえまして、先頭に置きました。組織や人材マネジメントなどを通じて、組織全体における事務遂行能力を向上させ、またICTの活用の充実やAIやIoT活用の調査研究などの行政運営の見直しと事務事業の見直しなど、財政健全化の推進による持続可能な財政構造の構築に取り組み、行財政運営のマネジメント強化を図るという内容としております。

次に、2点目として、シティプロモーションでございます。

本市の魅力を発信することによって国内外の人々の本市に対する興味や関心を喚起し、観光客などの交流人口や国内外で竹原市を応援してくれる人々などの関係人口の増加につなげるとともに、市民には、本市の魅力を再確認してもらうことにより、市への誇りと愛着をさらに高めます。こうしたことを通じて賑わいの創出や新たなまちづくりの担い手の確保など、将来的な課題の解決を図り、将来都市像の実現につなげてまいります。

続きまして、3点目でございます。市民協働と多様な主体との連携でございます。

市民一人一人が課題に向き合い、解決に向けて行動することが将来都市像の実現に向けた大きな力となるため、市民のまちづくりへの関心と意欲を高め、対話と相互理解を通じて総合計画の基本理念や将来像を共有し、市民と行政が連携・協働しながら、将来都市像の実現に向けて取組を推進していきます。また、近隣市町が連携し、それぞれの都市の特性を生かした役割分担を図りながら、広域的な課題対応や交流人口の増加に向けた取組について広島広域都市圏などの周辺関係市町等との連携・協力を推進いたします。

最後に、基本構想案の18ページをごらんください。

第4章といたしまして、計画の進行管理でございます。

総合計画の進行管理につきましては、外部の視点を取り入れ、計画、行動、検証、改善を繰り返すPDCAサイクルの考え方に基づいた方法によって行います。基本計画において施策の方向性ごとに目標とする数値指標を設定し、その達成状況や各施策のもとで取り組む主な事業の進捗状況等について毎年度評価を行い、その評価結果を踏まえ、取組の見直しや重点化を検討することで柔軟な対応をし、着実に計画を推進してまいります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

道法委員。

委員（道法知江君） それでは、質問をさせていただきたいと思います。

まず基本構想として、この基本理念の中で一番大きいテーマとして、生まれてよかった、住んでよかった、帰ってきたいというものが出ております。これは、今まで余り帰ってきたいという表現が基本構想の中ではなかったのではないかなという思いの観点から、一番将来像として帰ってきたいということが入っておりますので、そこをちょっと人口の先ほどの13ページのいわゆる将来的な社会増減の均衡というところなのですが、その中においては「社会増減がゼロ」という表現があると。これ多分基本構想を見られた市民の方たちが、では増減がゼロということに対してどのような反応があるのかなということも読ませていただいて感じたのですけれども、先ほどの課長の説明では、いわゆる人口減に歯止めをかけることもしていくのだというふうなお話もありながら、しかし社会の増減の均衡をせめて保っていく、だからゼロなのだということなのか、ここはすごく大事なことであって、市が、皆さんがいきいきと元気に暮らしていただける、安心して生活していただけるためには、人口減というのは日本全国どこでも人口減の現象が起きている。そうはいつでも、増えていっているところもある。人口減だけを見て、全てが幸福感を感じるかどうか、市民の満足度がどうかということでは一概には言えないですけれども、けれどもやはり将来的な増減の均衡を保っていくという表現ではなく、何かこの表現というのは、人口減に対して注視しながら人口増を目指していかないとけないという表現であれば理解できるのではないかなと思うのですけれども、なぜ社会増減がゼロということをあえて括弧して書かれているのか、そこをまず1点お伺いしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） 人口に関する御質問でございますけれども、御承知とは思いますが、本市の人口につきましては、国勢調査で見ますと、大体年間の平均で約440人ほど減少しているという、そういう状況が続いております。その要因としましては、今お話しございましたように、社会減と自然減、この2つがあるわけなのですけれども、本市のここ数年の内訳で見ますと、社会減が年間200人から250人で、自然減が250人から300人というような、多少ばらつきがございますが、そういった状況でございます。こういうような人口の減少の状況という中で、特にこれは男女ともですけれども、高校

卒業後に進学される方、その進学先の自治体に転出するという事で、ここが一番大きく減少していると。ただ、進学先から卒業して竹原市へ戻ってこられるというようなケースについては、男性の場合は一定数いらっしゃいますが、特に女性の場合は非常に少ないという、こういう状況があることがわかりました。これは、いわゆる社会減の回復につながっていないというふうに考えておりますので、一定に自然減についてはなかなか施策を打っても、コントロールと申しますか、調整するという事は非常に難しいと思うのですが、こうした社会減、特にそういったいわゆる適齢期の女性、若い世代の女性の方の減少が続くということで、本市、出生数も減少しているというようなことにもつながっているというふうに考えておりますので、こうした流出に歯止めをかける、あるいはそうした呼び込むというようなことのそういった施策が必要なのではないかと考えておまして、そうしたことをなかなかすぐに効果が出るかどうかというところはあるかとは思いますが、長期的にそうした取組を進めていながら、先ほどもございました社会減ゼロを将来的には均衡を図る、ゼロを目指して人口減少の歯止めに向かっていきたいという思いから、基本構想の中に盛り込ませていただいたということで御理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） おそらく、審議会等の中でも、この問題というのは非常に希望を持っていくのであると、歯止めをかけるのが目標ではなく、本来はですよ、希望を持っていくという10年構想であるならば、あえてここで増減ゼロということを含弧して書く必要があるかということをお私に思っ、伺っているのです。むしろ、その括弧があるがために、今までの全部の将来像1、2、3ということが、ことごとくそれでは目標像として掲げて、市民の結婚や妊娠、出産の希望がかなえられているとか、そういったことが将来の目標の達成イメージとして掲げている以上は、あえてこの括弧の社会増減がゼロと言う必要性がどうなのかなということを感じますし、何度も繰り返して申し上げるように、人口減が市民に対しての幸福度かどうか、マイナスであるかどうか、それはわかりません。これは経済の問題も、今後は高齢者の就労等々、年齢も幅広く高齢者が元気でいきいきと働いていただいて収入を増やしていただくという施策も必要でしょうし。そういうことを考えると、ただ人口減が何か全ての施策においてマイナスのようにもたらしてしまうような表現が一番問題、ちょっと気にはなるなということで質問をさせていただいているのですけども、社会増減がゼロ、ここを目標にというようなへりくだった考えの目標値がここ

にあるのということになるのが、果たして10年先の構想案としてどうなのか。将来的な社会増減の均衡を目指しつつでもいいのではないかという個人的な思いですよ、それは。なぜあえて社会増減がゼロという表現をされるのかというところをもう一度お伺いしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（沖本 太君） 人口減に対する懸念でございますとか、その対応の重要性というのは、この構想の中の一番最初の計画策定の趣旨とか基本理念の中に示しているところでございます。そうしたことも踏まえて、先ほどの、ここで社会増減の均衡、言いかえたら社会増減がゼロということで括弧書きをしているということなのですが、その理由といたしましては、先ほど部長が申し上げたとおり、大学等がない中で、高校卒業の時点で大きく人が出ていくと。それに対するUターンがなかなか少なく、現実的に転入者と転出者の割合として転出者が多くて社会減が進んでいると。そういう背景と、あと自然減については、高齢化が進む中で、そこはコントロールもできないということで、目標を転出・転入の差というものを縮めていくことで人口抑制につなげようというような趣旨でございます。

ここで、括弧書きをして社会増減がゼロと書いているのは、社会増減の均衡をわかりやすく表現、伝わるかなというようなイメージも持ってこちら記入したものではありませんが、あくまでもわかりやすさということで、社会増減がゼロというふうに記述していると、そのようにちょっと受けとめていただければと思います。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 最後にいたしたいと思いますが、いわゆるわかりやすさが市民にとってどのような希望を持った竹原市に住み続けていこうということになるのか、これがわかりやすさがかえってあだになってはいけないのではないかなという思いがします。括弧をして書く必要は全くないのではないかな、個人的な思いですよ。必要性が本当にあるのかな、将来的な社会増減の均衡を目指しつつだけで理解していただけるのではないかなという思いがありましたので、ここで質疑をさせていただきました。

ほかの点があるのですけど。

委員長（今田佳男君） ちょっと待ってください。今のことはよろしいですか。

委員（道法知江君） 是非それを検討していただきたいという思いです。

委員長（今田佳男君） 検討してくださいということですか。では、そこで1回切りま

す。

委員（大川弘雄君） それをされるのかいな。

委員長（今田佳男君） できますか。

企画政策課長。

企画政策課長（沖本 太君） 我々が意図する、このわかりやすさの部分につきましては、人それぞれちょっと受けとめがあるとはございますが、あくまでも基本構想も含めて、総合計画につきましては、これからの本市の行財政運営の取組というものが、より深く理解していただけるような形になることが最も望ましいというふうに思っております。そういった中で、あだになるという部分が、皆さんが、どの程度の方がそのように思われるかというのがちょっと何とも申し上げにくいのですが、我々としては、わかりやすさという部分で、これに固執することもないのですけど。

検討しますというのは、どんなになるのですか。

委員長（今田佳男君） 修正になるよ、議案の修正になる。

企画政策課長（沖本 太君） ええ、議案の修正についてちょっと検討させていただきます。

委員長（今田佳男君） よろしいですね。

では、道法委員。

委員（道法知江君） 別のところですけれども、16ページの第3章なのですが、計画の推進というところで、組織的、横断的な取組が必要であるということで、各セッション、部署で情報の共有と役割分担を明確にした上で、協力して将来像の実現に向けて施策の推進を図るということなのですけども、これは現実的に市民がわかる、よくよく言われることは、組織横断的な取組が必要ということで御答弁いただいたりしているのですけども、市民がわかる情報の共有、役割分担、組織横断的な取組というのはどういうことなのか、お伺いしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（沖本 太君） 各施策分野には、その切り口によって担当する部署が例えば変わるといったものがあります。例として挙げれば、例えば空き家対策であれば、空き家であることからこそ衛生面で問題が出たりとか、空き家が市道とかに倒壊するおそれ、市道の管理上問題があるとか、地域のコミュニティの問題があるとか、あと税のこととか、各施策分野とか対応する事業によっては、行政組織上定められている事務分掌で、言葉に

したら組織横断的という表現で、いろんな課が関係してくるので、そういった課が情報共有とか連携をしっかりとしながら、そういった課題解決、問題の取組に取り組んでいくという趣旨でございますので、よろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） これは市民が現実的にわかるような、例えば主管はここですというようなことを表示とか今後考えていただけることはどうなのか、市民が理解していただけるように。

委員長（今田佳男君） 道法委員、この中でということですか。

企画政策課長。

企画政策課長（沖本 太君） これは、あくまでも基本構想で、この基本構想に基づく5年間の基本計画を今取りまとめております。そちらについては、また今後御説明をさせていただきますが、施策分野ごとに、先ほど申し上げた将来像があって目標像がある中で施策分野をぶら下げておりますが、その施策分野に対応する所管課については記述していくような方向で整理してまいりたいと、そのように考えます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（道法知江君） はい。

委員長（今田佳男君） 今のが終わった、また別案件ですね。

道法委員。

委員（道法知江君） 最後、1つ質疑をさせていただきたいと思います。

一番最後の18ページの第4章の計画の進行管理についてなのですが、外部の視点を入れてということで、PDCAサイクルを回す。でも、ここで一番大事なことはチェックであるのですけれども、このチェックというのはどこがチェックをするのか、そして毎年度の評価を行いますというふうに書いてありますけれども、進捗状況については、毎年度の評価というのは、これは誰が行うのか、教えてください。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（沖本 太君） こちらにつきましては、まず考え方といたしましては、基本計画の中で各施策分野の取り組む方向性を取りまとめて、その取り組む方向性の中で成果目標、数値目標を示そうというふうに考えております。その数値目標に対してどの程度達成できたかという部分については、まずは自己評価していく、検証していくということ、それと、こちらで書いてある外部の視点というのは、今回の基本構想の策定につま

しても、外部からの人で組織いたしました審議会を設置して、いろいろ内容を検討していただいております。そういった同じようなメンバーになるかどうか、その具体的な考えについてはちょっと今検討中ではございますが、それと同じような外部の組織を立ち上げて、そういったところに御説明をしながらチェックをしていただく、また自己評価を御説明をして、その自己評価に対する評価というのですか、チェックというのですか、確認というのですか、数値の評価と評価の分析の説明に対して御意見をいただいでいく、そのような形になると、そう考えております。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

道法委員。

委員（道法知江君） 毎年度の評価も同じような考え方ということですか。はい、了解しました。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（道法知江君） いいです。

委員長（今田佳男君） ほかにございますか。

山元委員。

委員（山元経穂君） 今の道法委員の質問にちょっと関連するので。

人口が10年後2万700人になると。今から5,700人減少するという事は、年間で500ということ、今とさほどに変わりがないような状況にあるって、これちょっと言いにくい話、現実として捉えてほしいという、一応課長の答弁にもありましたが、その前の説明、最初の説明において、課長からも、今こういう財政状況で非常に危機を迎えていると。これ10年間で5,700人減るって、財政状況には大変なことだと思います。先ほど、道法委員からもありましたが、人口が減ること自体が本当に問題か、いろんな捉え方はあると思うのですが、少なくとも本市にとって5,700人減るとするのは、交付税の算入から、いろんな活力から考えて、物すごい大変なことだと思う。正直言って、これで現実を見てくださいますかと言ったら、本市は合併しかないと思うぐらいのところまで追い込まれると思うのですが。ですから、何が言いたいと言ったら、先ほど道法委員も指摘されていたように、子育ての辺を指摘されましたが、私は、11ページの目標像4で、雇用が確保されとか、創業が次々と起こり事業者が育ちと言って、まちの活性化を興していくと。少なくともお金の方だけでも何とか税収が増えていくことを考えていかなければ、とても持続可能な行政運営なんて、これできません。これを今この場

で言うのが正しいかどうか非常に難しいのですが、ちょっと先ほどの人口の見通しのところだけは、もう一度御再考を願いたいなということだけ指摘しておきます。答弁はいいです。

委員長（今田佳男君） 答弁はよろしいですか。

委員（山元経穂君） はい。

委員長（今田佳男君） では、松本委員。

委員（松本 進君） それでは、質問をしたいと思うのですけれども、まず先ほどの計画の2ページ目に計画策定の趣旨ということがる書かれていて、その3行の中には、これまで10年間、5次総合計画をつくって、それに基づく各種施策、事業を推進してきましたよということで述べています。そこで、パブリックコメントの中にもあるわけですが、私も質問で思うのは、5次計画でやってきて、結果として人口が目標の2万7,000が大幅に減って2万5,800ということで、要するに計画達成できなかったということですよね。ですから、私は、こういった計画に基づいて各種事業を展開してきた、しかし2万7,000の目標は大幅に割り込んだよというところは、なぜかというのがやっぱり要るし、それをその教訓のもとにこういった対策をとって、先ほど人口を、私はゼロから増やす方向で是非やる必要があるのだけでも、そういったことが必要だと思うのです。ですから、この検証というのが、まずどうしても要るし、ですから5次計画をやってきたけれども、目標は大幅に減ったよという、なぜなのかという検証、今後は対策をどうするのかという大まかな認識をちょっとお尋ねしたい。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（沖本 太君） 第5次計画の目標人口に対する達成状況というのは、委員御指摘のとおり状況でございます。その理由でございますが、分析としては、先ほどの道法委員の御質問に桶本部長が御答弁させていただいたとおり、高校卒業時に進学とか就職をきっかけにして転出された方、男性の方は、ある程度Uターンの方がいらっしゃるけど、女性の方がUターンがかなり少ないということで、そこについてはもちろん社会減の要因の大きな一つにもなっているし、また出生率の方にも影響があって、自然増減の数値というのですかね、そういったところにも女性が少なくなっていくということは大きな要因があるというふうに考えております。そこに対応する施策がしっかり打っていたのかどうなのか。子育て支援の充実でございますとか、男女共同参画でございますとか、そういった施策推進してまいりましたが、実態としてそこまでの効果にはつながっていない。そ

ういったことも踏まえて、これからの基本計画の方へそれらの対応をしっかりと盛り込んでいこうと、そのように考えております。

それと、対策につきましては、そういった課題を踏まえてしっかりやっていくということが対策ということで御理解いただければと思います。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） しっかりやってきていないとは言っていないのですが、私がこの3行のところをわざわざ言ったのは、10年間5次計画で構想なり基本計画をつくって、それに基づく施策を一生懸命やってきたよと。一生懸命やってきたけれども、結果として2万7,000の目標は大幅に減ってきたと、ここは何なのかということをもっと大きな反省として、教訓として要るのではないかとということで、1つは女性の問題の社会減の問題で、効果につながっていないということが、今ここで言われましたよね。ですから、市がやってきた分は、私は全部無駄という言い方ではなくて、一生懸命やってきたのだけでも、その効果が、今のあなたが説明のように、女性の社会減のところに歯止めにはなっていないということは事実で、あなたが今認められたとおりなのです。ですから、そこをもうちょっと効果があるような分は、総務省が具体的に出していますよ。こういった施策をやれば、そのところは食い止められますよということがやっぱりあるわけであって、これは3年前の総務省が出しています。ですから、その分では効果がなかったということはやっぱり認められて減ったということは事実なのでしょうから、その効果があるような対策をとるといえることは間違いないかどうかをちょっと確認だけしておきたいと。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（沖本 太君） もちろん課題はそこと捉えておりますので、そこに対応していくということで御理解いただければと思います。

委員長（今田佳男君） 今のは、それで切りですね。

松本委員。

委員（松本 進君） そこが一番大切なところで、是非そういったその対策、社会減の歯止めといいますかね。

それで、先ほどもいろいろ人口減の問題で出ましたけれども、1つは具体的に言うと、先ほど紹介したのは、総務省が3年前に出した提案といいますか、提言があって、そこははっきり、要するにさっき女性の問題があった、そこが鍵なんですね。だから、人口が増えた市も、地方の市町村というのがあって、これは内閣府の報告書というのが追記され

て、端的に言えば、子育て支援、そこにやっぱり重点を置けばそこに歯止めがかかるよということ。だから、市が今までやってきたのはゼロということは言いませんけど、そこをやっぱり上積みしないと、5次の計画でやってきた分ではまだ基本的に不十分だということですから、基本的にはこの子育て支援というは、竹原市に合ったような何かいろいろ施策が要るのですけれども、ここに重点を置いた、これは市だけではないのですが、内閣府の意見なのですけど、これに沿ったような施策を市としては考えざるを得ないといえますか、考えた方がいいというようなお考えなのかをちょっとお聞きしておきます。

委員長（今田佳男君） ちょっと答弁の前に、12時に今実はなつたのですが、このまま議案はあとこれだけなのですけれども、続けるか。

委員（松本 進君） あとちょっとだけ続けて、もうちょっと。

委員長（今田佳男君） そうですか。

委員（大川弘雄君） あと自由討論だろう。

委員長（今田佳男君） 自由討議ですね。よろしいですか、このまま続けさせていただいて、最後まで。

では、答弁をお願いします。

企画政策課長。

企画政策課長（沖本 太君） 先ほどの道法委員からの質問の中にもあったように、ほかの市町ではいろんな成功事例もあるということは承知をしておりますし、こういった総務省から成功に導くための手法というものが示されているということも承知しているわけではございますが、そういった成功例をそのまま竹原市に持ってきて、そのまま成功するかと言ったら、決してそうではない。竹原市の地勢でありますとか、竹原市の状況に応じた何らかの施策にカスタマイズしていく必要もあるかなど、そのように考えておりますので、今後については、そういった成功事例等を参考にしながら、本市に合ったような取組として成功に導ける、そういった事業をしっかりとみんなで考えて推進してまいりたいと、そのように考えます。

委員長（今田佳男君） 今のに続きですね。

松本委員。

委員（松本 進君） 基本的には、とても明るいといえますか、確かによそのものをぱっと機械的に持ってきても、誰が考えてそういうのは当たり前のことなので、さっき言った、内閣府の示したような子育て支援、いろんな施策がありますから、竹原市に合ったよ

うにやっていって、要するに5次計画以上のといいますか、そういったことをやっていく必要があるということだけは確認できたと思います。

次に……。

委員長（今田佳男君） 今ので切れて、次に。

委員（松本 進君） 次に行きます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） それで、施策の展開というので、ちょっと3点目だけをやりたいのですけれども、ここの16、17ページに計画の推進というのが書いてあって、それでこの17ページのシティプロモーションというのがありますよね。これは、今の市長の公約の大きな柱なのですけれども、例えばさっきの子育て支援とは違う方向なのでちょっと疑問に思うのだけれども、確かにシティプロモーションで推進するというので、予算化も今度は新年度で本格的にやるのかもしれませんが、そこはもう少しただお客さんが竹原市へ寄ってもらって、いろいろ交流を深めると……。

委員長（今田佳男君） もう少し簡潔にお願いできますか。

委員（松本 進君） 交流を深めることはいいのですけれども、果たしてシティプロモーションをやって雇用の場が増えるとか、私も前から言ってきたけれども、竹原市の働く場、それで女性の住みやすい場というのがどうつながるのかなということを柱として、施策があれば、ちょっとお聞きしたい。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（沖本 太君） シティプロモーションに関する御質問でございますが、本市が考えているシティプロモーションについては、今回のこの基本構想で、やはり誇りとか魅力とか個性とか愛着とか、そういった言葉をキーワードとしておりますが、我々が考えるシティプロモーションは、こうした愛着とか、そういったものを生むような魅力をしっかり向上させて、それをしっかり発信していくことが重要と考えています。この発信することによる効果としては、観光客の方だけを考えているのではなくて、本市を応援してくれようとする人を増やすとか、市民の方も、市の魅力を再確認をして、それを市民を通じて発信されることで本市の認知度とか好感度が高まって、それに人が惹きつけられて、来ると。惹きつけられて来たら、そこでにぎわいが生まれて、産業も活性すると。そういった好循環を生んでいくための一つの手法としてシティプロモーションということで考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 松本委員，今のは簡潔。

委員（松本 進君） 今の関連でね。

委員長（今田佳男君） 端的にお願いします。

委員（松本 進君） 要するに，簡潔に言ったら，シティプロモーションで雇用が何人増えるのかと。そこをやっぱり示す，わかりやすくね。

委員（大川弘雄君） 勘違いしとる，それは。

委員長（今田佳男君） それは……。

委員（松本 進君） いやいや，勘違いというのが，にぎわいとか担い手の確保とか，いろいろあるわけですから，その柱として，今の言う分では，雇用につなげるという，何人とか私は今言っているわけではないのだから，雇用創出につなげるようなことをやらないと，竹原市のにぎわいといいますか，それはできないのではないかなと言うのだけでも，不可能ですかということですよ。

委員長（今田佳男君） 課長，答弁できますか。

企画政策課長。

企画政策課長（沖本 太君） もちろん情報発信によって，その情報発信が人の胸に刺さって，本市にしっかり注目浴びて，集まってきていただければ，それで産業が活性すれば，そこに自然発生的に雇用も発生していく。それが循環の中の一つというふうに受けとめていただければと思います。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（松本 進君） ちょっと指摘だけしとく。

委員長（今田佳男君） 指摘で，はい，端的にお願いします。

委員（松本 進君） 指摘だけしたいのは……。

委員長（今田佳男君） 松本委員，質疑なので。

委員（松本 進君） いや，さっきの分に対する指摘というのがありますけどね，それは質疑なら質疑もしてもいいのですけども。

委員長（今田佳男君） いや，一般質問で，松本委員，一般質問でお願いします。

委員（松本 進君） 一般質問で，これはおおよその分を聞いているわけですから，基本的な分を聞いているわけですから，そこだけはやっぱりいろんな審議，私も時間が過ぎていくからちょっと遠慮するようにしているのですけども。

委員長（今田佳男君） 端的にお願いします。

委員（松本 進君） だから、いろいろ話したけども、要するに、シティプロモーションでお客がまた竹原へ来たとして、そこに結果が要るのではないかということをお願いしたいのです。だから、結果には、その働く場なのです、さっき言った。人口が増えなくてははいけませんよね。その結果は何ですかという意味で、さっき言った雇用の問題とか、いろいろあるけど、そういう分が必要ではないかということをお願いしたい。

委員長（今田佳男君） 今のは指摘でよろしいですね、よろしいですね。

委員（松本 進君） だからそれで……。

委員長（今田佳男君） いや、いいですね。

委員（松本 進君） 質問だって言っている。

委員長（今田佳男君） いや、指摘で。指摘で切る。いや、指摘だから。

委員（松本 進君） 質問していると言うのだから、そこでさせておいたらいいのではないかな。

委員長（今田佳男君） もう指摘で、最後と言われたから。

委員（松本 進君） そこは指摘だと言うのに、あんたは質問しろと言うし、どっちなんかなこれは。

委員長（今田佳男君） 指摘って言われたのだから。

ほかに質疑はございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） それでは、質疑を一旦保留し、これより自由討議に入ります。

暫時休憩いたします。

委員外議員，執行部，傍聴者の方は退席してください。ありがとうございました。

午後0時15分 休憩

午後0時43分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今回の委員会は12月20日木曜日に開催し、付託議案の全体審査及び行政報告を行うこととします。

以上で本日の総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。長時間済みません。ありがとうございました。

午後0時43分 閉会